

令和七年九月

青森県議会

第三百二十三回定例会提出議案

番 号	件 名	摘 要
議 案 第 一 号	令和七年度青森県 一般会計補正予算 (第二号)案	1 歳入歳出予算の補正 二十三億九千二百八十五万七千円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 七千二百二十四億二千八千円 2 継続費の補正 下北地区統合校校舎(管理・教室棟)建 築事業費 3 繰越明許費 国道改築事業費ほか二十六件 4 債務負担行為の補正 八戸合同庁舎整備・維持管理事業費ほか 四件 5 地方債の補正 防災ヘリコプター資機材整備事業ほか二 十二件 (減額)十六億九千四百万円
議 案 第 二 号	令和七年度青森県 港湾整備事業特別 会計補正予算(第 一号)案	1 歳入歳出予算の補正 三億五千三百六十七万九千円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 二十二億四千六百八十二万五千円 2 地方債の補正 港湾整備事業 三億円 (担当課 財政課)

番 号	議 案 第 三 号	議 案 第 四 号
件 名	令和七年度青森県 病院事業会計補正 予算（第一号）案	令和七年度青森県 下水道事業会計補 正予算（第一号） 案
摘 要	1 中央病院 収益的収入及び支出の予定額の補正 収入（減額）二千五百五十一万四千円 支出（減額）五千八百九十八万四千円 資本的収入及び支出の予定額の補正 収入（減額）一億七千七百六十万円 支出（減額）二億千百七十九万七千円 つくしが丘病院 収益的収入の予定額の補正 収入（減額）六百十八万円 資本的収入及び支出の予定額の補正 収入 九百三十八万円 支出 千百十七万八千円 3 共同経営・統合新病院 収益的収入及び支出の予定額の補正 収入 二千七百三十六万四千円 支出 七千二百三十五万円 資本的収入及び支出の予定額の補正 収入 二億二千九百七十三万九千円 支出 二億五千五百五十一万千円 4 企業債の補正 県立中央病院施設整備事業及び医療器械 整備事業ほか一件 三千二百万円 （担当課 財政課）	1 流域下水道 資本的収入及び支出の予定額の補正 収入（減額）四億四千七百四十万円 支出（減額）四億四千七百四十万円 十和田湖特定環境保全公共下水道 資本的収入及び支出の予定額の補正 収入（減額）一億二百三十六万円 支出（減額）一億二百三十六万円 3 企業債の補正 下水道事業 （減額）九千五百万円 （担当課 財政課）

議 案 第 六 号	議 案 第 五 号	番 号
職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案	青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例案	件 名
(担当課 人事課) 職員等の旅費及び費用弁償について、原則として現に支払った額に基づき支給することとし、旅行者に対する旅費の支給に代えて旅行役務提供者に対し旅費に相当する金額を支払うことができることとし、旅行者が条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合において当該旅行者から返納させることに代えて当該旅行者の給与等から差し引くことができることとする等の改正を行うものである。	(担当課 人事課) 港湾法の改正に伴う所要の整理を行うものである。	摘 要

議 案 第 八 号	議 案 第 七 号	番 号
青森県税条例の 一部を改正する条 例案	青森県行政手続に おける特定の個人 を識別するための 番号の利用等に関 する法律施行条例 の一部を改正する 条例案	件 名
（担当課 税務課） 法人の県民税について法人税割の税率の特 例の適用期限を延長するものである。	（担当課 行政経営課） 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に規定する準 法定事務として私立の高等学校等における教 育に係る経済的負担の軽減を図るための事業 の実施に関する事務等について個人番号を利 用することに伴う所要の整備を行うものでは ある。	摘 要

議 十 号 案	議 九 号 案	番 号
青森県公害紛争処理に係る費用等に関する条例の一部を改正する条例案	青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案	件 名
参考人又は鑑定人に支給する航空賃を各当事者に負担させないこととする等の改正を行うものである。 (担当課 環境政策課)	住民基本台帳法に規定する準法定事務として私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業の実施に関する事務等について本人確認情報を利用することに伴う所要の整備を行うものである。 (担当課 市町村課)	摘 要

議案 第十一号	番号	議案 第十二号	番号	議案 第十三号	番号
青森県道路法施行 条例の一部を改正 する条例案	件名	工事の請負契約の 件	工事の請負契約の 件	工事の請負契約の 件	工事の請負契約の 件
沿道区域の指定の基準等を定めるものである。	摘要	1 工事の表示 青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所（庁舎）改築工事 請負代金 七億千五百万円 2 契約の相手方 田中建設・紺野建設特定建設工事共同企業体 3 契約の相手方 田中建設・紺野建設特定建設工事共同企業体	1 工事の表示 県営土場川地区経営体育成基盤整備事業 土場川県道第三五号工事 請負代金 十二億八千四百八十万円 2 契約の相手方 株式会社荏原製作所 3 契約の相手方 株式会社荏原製作所	1 工事の表示 県営土場川地区経営体育成基盤整備事業 土場川県道第三五号工事 請負代金 十二億八千四百八十万円 2 契約の相手方 株式会社荏原製作所 3 契約の相手方 株式会社荏原製作所	（担当課 農村整備課）

番 号	議 案 第 十 四 号	議 案 第 十 五 号	議 案 第 十 六 号
件 名	工 事 の 請 負 契 約 の 件	工 事 の 請 負 契 約 の 件	工 事 の 請 負 契 約 の 件
摘 要	1 工事の表示 三・三・八号白銀市川環状線橋梁^{りよう}整備 (仮称)馬淵川橋)工事(田面木工区) 請負代金 十二億七千六百七十七万円 3 横河・佐藤・高橋特定建設工事共同企業 体 (担当課 都市計画課)	1 工事の表示 三・三・八号白銀市川環状線橋梁^{りよう}整備 (仮称)馬淵川橋)工事(尻内工区) 請負代金 十億六千四百四十四万八千円 3 IHIインフラシステム・日ファブ・寺 下建設特定建設工事共同企業体 (担当課 都市計画課)	1 工事の表示 青森県立五所川原農林高等学校(寄宿舎) 改築工事 請負代金 六億八千二百万円 3 契約の相手方 齋勝建設・ホリエイ特定建設工事共同企 業体 (担当課 学校施設課)

議案 第十七号	議案 第十八号	議案 第十九号
青森県工業用水道 事業未処分利益剰 余金の処分の件	青森県病院事業建 設改良積立金の目 的外使用の件	青森県公安委員会 委員の任命の件
令和六年度青森県工業用水道事業未処分利益剰余金を建設改良積立金を積み立てる方法及び資本金へ組み入れる方法により処分するものである。	（担当課 整備企画課） 青森県病院事業建設改良積立金を令和六年度青森県病院事業未処理欠損金の補填に充てるものである。	（担当課 病院局運営部） 青森県公安委員会委員横町俊明 よこまちとしあき の任期が令和七年十月七日をもって満了するので、後任の委員の任命について同意を得るものである。
（担当課 人事課）		

番 号	議 案 第二十 号	議 案 第二十 一 号	議 案 第二十 二 号
件 名	青森県土地利用審 査会委員の任命の 件	決 算 の 認 定 を 求 め る の 件	青森県工業用水道 事業会計の決算の 認定を求めるの件
摘 要	青森県土地利用審査会の委員の全員の任期 が令和七年十月二十五日をもって満了するの で、後任の委員の任命について同意を得るも のである。	令和六年度の決算の認定を求めるものであ る。	令和六年度の青森県工業用水道事業会計の 決算の認定を求めるものである。 (担当課 整備企画課)

番 号	議 案 第 二 十 三 号	議 案 第 二 十 四 号	報 告 第 一 号
件 名	青森県病院事業会計の決算の認定を求めるの件	青森県下水道事業会計の決算の認定を求めるの件	専決処分した事項の報告の件（和解の件）
摘 要	令和六年度の青森県病院事業会計の決算の認定を求めるものである。	令和六年度の青森県下水道事業会計の決算の認定を求めるものである。	1 和解の相手方 弘前市在住 個人A 2 和解の内容 個人Aは、令和七年四月二十四日弘前市大字長坂町八地内において同人が運転する自動車の運行による事故によって県有自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、県に対して金十万六千九百七十五円を支払う。 （令和七年七月二十四日専決処分） （担当課 資源循環推進課）

番 号	第 二 号 告	第 三 号 告
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	1 和解の相手方 上北郡東北町在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和七年三月十九日和田市大字 八斗沢字林ノ後一五六地内の県道において 個人 A 所有の自動車に樹木に接触したこと によって、同人所有の自動車に損傷したこと により生じた損害の賠償金として、同人 に対して金六十一万二千八百三十八円を支 払う。 （令和七年七月三十一日専決処分） （担当課 道路課）	1 和解の相手方 上北郡東北町在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和七年四月十一日上北郡東北町 字鳥口平五地内の県道において、当該県道 の穴ぼこに起因する事故によって個人 A 所 有の自動車に損傷したことにより生じた損 害の賠償金として、同人に対して金八千五 百三円を支払う。 （令和七年八月七日専決処分） （担当課 道路課）

番 号	件 名	摘 要
第 報 四 号 告	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	1 和解の相手方 八戸市在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和七年三月十日上北郡七戸町字 志茂川原一五五の二地内の県道において、 当該県道の穴ぼこに起因する事故によって 個人A所有の自動車が増傷したことにより 生じた損害の賠償金として、同人に対して 家庭用自動車総合保険契約に基づき保険会 社が支払った金三万千六百八十円のほか金 八万五千四百六円を支払う。 （令和七年八月十五日専決処分） （担当課 道路課）
第 報 五 号 告	専決処分した事項 の報告の件（損害 賠償の額の決定の 件）	令和七年三月十日上北郡七戸町字志茂川原 一五五の二地内の県道において当該県道の穴 ぼこに起因する事故によって個人A所有の自 動車が損傷したことにより生じた損害につい て三井住友海上火災保険株式会社が家庭用自 動車総合保険契約に基づく保険金の支払を行 ったことにより、保険法第二十五条第一項の 規定により代位取得した損害賠償請求権に係 る損害についての県の同株式会社に対する損 害賠償の額を左記のとおり定めるものとする。 損害賠償額 三万千六百八十円 （令和七年八月十五日専決処分） （担当課 道路課）

番 号	件 名	摘 要
第 報 七 号 告	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	1 和解の相手方 青森市在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和七年四月十七日青森市浪岡大字王余魚沢字東村元六一の七地先の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によつて個人 A 所有の自動車に損傷したことに伴ひ生じた損害の賠償金として、同人に対して金一万八千七百円を支払う。 （令和七年八月十五日専決処分） （担当課 道路課）
第 報 六 号 告	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	1 和解の相手方 青森市在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和七年四月十六日青森市浪岡大字王余魚沢字東村元六一の七地先の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によつて個人 A 所有の自動車に損傷したことに伴ひ生じた損害の賠償金として、同人に対して金一万七千二百五十円を支払う。 （令和七年八月十五日専決処分） （担当課 道路課）

第 報 八 号 告	番 号
専決処分した事項 の報告の件（損害 賠償の額の決定の 件）	件 名
令和六年十一月十八日黒石市大字沖浦字大 坂陰一〇の五地内の国道において当該国道上 の樹木の枝に接触したことによって個人A所 有の自動車に損傷したことにより生じた損害 についてあいおいニッセイ同和損害保険株式 会社が個人総合自動車保険契約に基づく保険 給付を行ったことにより、保険法第二十五条 第一項の規定により代位取得した損害賠償請 求権に係る損害についての県の同株式会社 に対する損害賠償の額を左記のとおり定めるも のとする。	摘 要
損害賠償額 十九万五千五百三十二円 （令和七年八月十九日専決処分）	
第 報 九 号 告	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
1 和解の相手方 十和田市在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和七年四月二十三日十和田市西 十二番町一二〇の一地内において県が使用 する自動車の運行による事故によって個人 A所有の自動車に損傷したことにより生じ た損害の賠償金として、同人に対して金二 十六万五千五百九十円を支払う。 （令和七年八月二十二日専決処分） （担当課 農林水産政策課）	

番 号	件 名	摘 要
第 報 十 号 告	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	1 和解の相手方 青森市在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和六年十二月二十五日青森市浪岡大字樽沢字上野一五七の七九地先の県道において樹木からの落雪による事故によって個人 A 所有の自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金二十五万八千五百十一円を支払う。 （令和七年八月二十五日専決処分） （担当課 道路課）
第 報 十 号 告	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	1 和解の相手方 十和田市在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和七年二月十七日十和田市大字洞内字樋口三四六地内の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によって個人 A 所有の自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金五万三千九百十三円を支払う。 （令和七年八月二十五日専決処分） （担当課 道路課）

番 号	報 告 第 十 二 号	報 告 第 十 三 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	1 和解の相手方 上北郡七戸町在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和七年二月二十日上北郡七戸町 字家ノ下一の二地内の県道において、当該 県道上のスノーポールに接触したことによ って個人A所有の自動車が増傷したことによ り生じた損害の賠償金として、同人に対 して金二万九千七百四十一円を支払う。 （令和七年八月二十五日専決処分）	1 和解の相手方 岩手県九戸郡軽米町在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和七年三月十二日八戸市南郷大 字大森字中渡向一三の四地先の国道におい て樹木からの落雪による事故によって個人 A所有の自動車が増傷したことにより生じ た損害の賠償金として、同人に対して金十 一万六千三円を支払う。 （令和七年八月二十五日専決処分） （担当課 道路課）

番 号	件 名	摘 要
報 告 第 十 四 号	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	1 和解の相手方 東京都大田区大森北一丁目五の一 東京海上日動調査サービス株式会社 2 和解の内容 県は、令和七年三月十九日青森市大字高 田字日野五一九地先の県道において、当該 県道の穴ぼこに起因する事故によって東京 海上日動調査サービス株式会社所有の自動 車が損傷したことにより生じた損害の賠償 金として、同株式会社に対して金五万八百 九円を支払う。 （令和七年八月二十五日専決処分）
報 告 第 十 五 号	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	1 和解の相手方 弘前市在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和七年六月十日弘前市大字小比 内五丁目一の一四地内において警察官が開 いた自動車のドアが接触したことによって 個人A所有の自動車に損傷したことにより 生じた損害の賠償金として、同人に対して 金十二万六千五百円を支払う。 （令和七年八月二十五日専決処分） （担当課 警察本部監察課）

番 号	報 告 第 十 六 号	報 告 第 十 七 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	1 和解の相手方 むつ市在住 個人A 2 和解の内容 個人Aは、令和七年四月十五日むつ市中 央一丁目三七地先の国道において同人所有 の自動車（以下「本件自動車」という。） の運行及び八戸市柏崎二丁目四の一七株式 会社三八五オートリースが所有し、県が使 用する自動車の運行による事故によって本 件自動車及び当該県が使用する自動車に損 傷したことにより生じた当該県が使用する 自動車の修理費用を負担した県に対して金 五万六千三十八円を支払う。 （令和七年九月五日専決処分） （担当課 こどもみらい課）	1 和解の相手方 青森市在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和六年九月青森市柳川一丁目一 三の二五地先の青森港本港地区小型船舶用 物揚場において県が管理する港湾の浮標が 漂流したことによって個人A所有の小型船 舶が損傷したことにより生じた損害の賠償 金として、同人に対して金四万四千円を支 払う。 （令和七年九月十日専決処分） （担当課 港湾空港課）

番 号	報 告 第 十 八 号	報 告 第 十 九 号	報 告 第 二 十 号
件 名	令和六年度青森県 工業用水道事業会 計継続費精算報告 書の報告の件	令和六年度青森県 病院事業会計継続 費精算報告書の報 告の件	健全化判断比率の 報告の件
摘 要	地方公営企業法施行令第十八条の二第二項 の規定に基づき、令和六年度青森県工業用水 道事業会計継続費精算報告書について、報告 するものである。	地方公営企業法施行令第十八条の二第二項 の規定に基づき、令和六年度青森県病院事業 会計継続費精算報告書について、報告するも のである。	（担当課 病院局運営部） 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第三条第一項の規定に基づき、令和六年度の 決算に係る健全化判断比率について、監査委 員の意見を付し、報告するものである。 実質赤字比率 なし 連結実質赤字比率 なし 実質公債費比率 十三・四パーセント 将来負担比率 五十八・〇パーセント （担当課 財政課）

番 号	件 名	摘 要
報 告 第二十 一号	青森県港湾整備事 業の資金不足比率 の報告の件	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第二十二条第一項の規定に基づき、令和六年 度の青森県港湾整備事業特別会計の決算に係 る資金不足比率について、監査委員の意見を 付し、報告するものである。 資金不足比率 なし
報 告 第二十 二号	青森県工業用水道 事業の資金不足比 率の報告の件	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第二十二条第一項の規定に基づき、令和六年 度の青森県工業用水道事業会計の決算に係る 資金不足比率について、監査委員の意見を付 し、報告するものである。 資金不足比率 なし
報 告 第二十 三号	青森県病院事業の 資金不足比率の報 告の件	（担当課 整備企画課） 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第二十二条第一項の規定に基づき、令和六年 度の青森県病院事業会計の決算に係る資金不 足比率について、監査委員の意見を付し、報 告するものである。 資金不足比率 なし （担当課 病院局運営部）

番 号	件 名	摘 要
報 告 第 二 十 四 号	青森県下水道事業 の資金不足比率の 報告の件	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第二十二条第一項の規定に基づき、令和六年 度の青森県下水道事業会計の決算に係る資金 不足比率について、監査委員の意見を付し、 報告するものである。 資金不足比率 なし (担当課 都市計画課)
報 告 第 二 十 五 号	公立大学法人青森 県立保健大学の令 和六年度における 業務の実績につい ての評価の結果の 報告の件	公立大学法人青森県立保健大学の令和六年 度における業務の実績についての評価の結果 を地域の自主性及び自立性を高めるための改 革の推進を図るための関係法律の整備に関す る法律（令和五年法律第五十八号）附則第三 条第三項の規定に基づき、報告するものであ る。 (担当課 健康医療福祉政策課)
報 告 第 二 十 六 号	地方独立行政法人 青森県産業技術セ ンターの令和六年 度における業務の 実績についての評 価の結果の報告の 件	地方独立行政法人青森県産業技術センター の令和六年度における業務の実績についての 評価の結果を地方独立行政法人法第二十八条 第五項の規定に基づき、報告するものである。 (担当課 農林水産政策課)